⑸　工期　令和６年10月～令和10年８月まで
イ　実施設計　令和６年10月から令和７年12月まで（予定）
ロ　工事　令和８年１月から令和10年８月まで（予定）
⑹　工事の実施形態
イ　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の受付の際に、競争参加資格確認資料並びに「企業の技術力」、「配置予定技術者 」及び「施工計画」に関する資料（以下、「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。
ロ　本工事においては、申請書の提出（ただし、資料及び単価見積書の提出は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムにより難い者は、当機構支社長の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
また、紙入札方式に関する申請については、中部支社総務部経理課に承諾願を２部提出して行うものとする。様式については、当機構ホームページより入手すること。（詳細は、「当機構ホームページ」→「入札・契約情報」→「入札・契約手続き」→「電子入札」→「電子入札運用基準」よりダウンロード可能。）
ハ　本工事は一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
ニ　本工事は建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事である。
ホ　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、入札説明書に示す監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
ヘ　本件の落札者は、工事の契約に先立ち、当機構と当機構ホームページの入札説明書に添付の「設計・施工に関する覚書」を交換し、実施設計図書を作成する。実施設計図書が完成したときは、「設計・施工に関する覚書」に基づき、工事請負契約を締結する。
ト　本工事は、申請書及び資料の提出と同時に単価見積書を受け付け、ヒアリングを通じて妥当性が確認できた単価見積書を予定価格に反映させることができる、単価見積もりの提出を求め活用する方式の工事である。
なお、単価見積価格の事後確認のため、単価見積価格及び実績価格を記載した資料を工事契約後速やかに提出すること。
チ　本工事は、４週８閉所促進工事（発注者指定方式）の試行工事である。
リ　本工事は、建設現場の生産性向上に資する取り組みについて評価を行う試行工事である。工事請負契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく、請負代金の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。
ヌ　本工事の積算に当たっては、令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価を適用している。
ル　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨工事の試行対象である。
なお、実施方法等については、現場説明書の記載によるものとする。

２　競争参加資格　次の⑴から⑱に掲げる条件をすべて満たしている者又は⑲の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「工事共同企業体」という。）であり、かつ、⑳に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより本工事に係る工事共同企業体としての競争参加資格の認定を受けている者であること。
⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
⑵　当機構中部地区における令和５・６年度の一般競争参加資格について、「建築」の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）
⑶　当機構中部地区令和５・６年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）
⑷　当該建築物に係る設計計画が適正であること。（共同申込みの場合は、共同企業体として設計計画が適正であること。）
⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑹　申請書、資料及び単価見積書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
⑺　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合が認められるにもかかわらず、当該不適合の存在自体を否定する等の行為をいう。
⑻　当機構中部支社（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、申請書及び資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。（工事成績評定点が通知されていないものを除く。）
⑼　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑽　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照。）
⑾　総合評価に係る「施工計画」が適正であること。
⑿　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。
⒀　次のイ又はロに掲げる条件を満たすこと
イ　単独申込みの場合 は、次の条件を満たすこと。（設計業者が申込者の一員となる場合を含む。
(ｲ)　平成21年度から公告日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた同種工事１※の実績を有する者。（建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が30％以上（２者）、20％以上（３者）の場合のものに限る。以下、同じ。）
※同種工事１　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の６階建以上かつ100戸以上の共同住宅の新築工事
(ﾛ)　下記のａの条件を満たすこと又はａからｂの条件を満たす者（この場合、当該者は申込者の一員とし、工事共同企業体の一員とはしない。）に実施設計を行わせることが出来ること。（設計共同体としての実績は、代表者のものに限る。）
ａ　公告日の前日までに完了した、「鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の６階建以上の共同住宅」における設計実績を有し、一級建築士事務所登録のある者。
ｂ　当機構中部地区における令和５・６年度の一般競争参加資格について「建築設計」の認定を受けている者。
ロ　共同申込みの場合は、次の条件を満たすこと。
(ｲ)　共同企業体の代表者は上記⒀イ(ｲ)の実績を有すること。
(ﾛ)　共同企業体の代表者以外の構成員については、元請として完成後引渡しを済ませた 同種工事２※の実績を有すること。
※同種工事２　同種工事１から戸数条件を削除した実績
(ﾊ)　上記⒀イ(ﾛ)の条件を共同体として満たすこと。